

天草流人帖

流刑

(人)

考

天草が江戸時代、遠島の地であったことを知る人は少ないのではないだろうか。

天草は現在、崎津が潜伏キリシタン関連で世界遺産となつて、市当局や観光協会あげてPRに躍起になっている。しかし、よく考えてみると、為政者、現代的に言うところの行政が、一宗教を禁圧したために、潜伏せざるを得なかった訳であり、決して手放しで沸くのもどうかと思う。

つまり、歴史的に、かつての徳川政権の過ちを認めるのか、あるいは仕方がなかったのか、そういう点での、現代的視点からの検証も、大事なことだと思う。

前段が長くなったが、天草が遠島、即ち流罪地であったという事は、潜伏キリシタンと同様、世界遺産はともかく日本遺産に匹敵する価値があると思う。ただ、流罪地という歴史的に負のイメージを持つテーマで、そのことをアピールすることは難しい。しかし、何も、観光的にアピールする必要はないわけで、しっかりと天草が背負った、或いは背負わされた歴史を、検証することは必要な事ではなからうか。

江戸時代当初、律令制に倣い流刑は主として、公家、僧侶、武士といった特殊階級の罪刑であり、しかも政治的犯罪刑罰であった。ただ、庶民にも適用されたような史料も

あるが。

それが、一般庶民にまで適用されるようになったのは、四代將軍綱吉（任期1680〜1709）の頃からであった。当然流人の数も多くなった。

天草に最初の流人が配流されたのは、『天草近代年譜』によると、明暦元年（1655）とされているが、この時の人数は記されていない。

いや、それ以前に天草への流人に関する史料が残されている。以下は、『天草代官 鈴木重成鈴木重辰関係史料集』に掲載されている史料による。やや難解だが、そっくり転記する。

正保四年（1647）の事。鈴木重成代官支配の時である。

天草に流人

（出典）『大村見聞集』會同科書店。一九九四年

藤野保・清水紘一編 一三一―一五頁

「天草流人警固之者罷帰候節、馬場様より之来書ニ御答」

一筆令啓上候、先日は天草江流人之者被差遣候ニ罷越候、自此方之警固之者罷帰候ニ被入御念預貴札忝致拝

見候、先以其元御無事被成御座候由、珍重奉存候、此方別条無御座候、将又山崎権八郎殿去朔日其元御立之由、今程御一人二而万端御苦勞奉察候、是式ニ候得共海鼠腸一桶進上申候、寔書中之印迄御座候、恐恒謹言、十一月六日 大村丹後守純信

馬場三郎左衛門様 人々御中

(付記) 天草流人についての初見史料である、警固に大村藩士が遣わされたものと思われる。(鶴田倉造)

この史料によつて分かることは少ない。

流人の数、どこから送られて来たのか。江戸時代は、現代で思う以上の法整備があつた様であり、としたら、如何なる法の下に、天草に流人が送られて来たのか。

まだ、馬場三郎左衛門とはいかなる人物か。調べたところ、この馬場氏、第12代長崎奉行であつた。

文中の山崎権八郎も馬場氏と同じ時期に長崎奉行となつている。(「近代年譜」)

文によると、山崎奉行が転任したため、馬場奉行一人になつて、大変ですね、と読み取れるが、年譜の就任時期と合わない。

参考までに二人の長崎奉行就任時期を年譜によつて記すと。

馬場三郎左衛門年重 寛永19・11・10(慶安3・12・?)

山崎権八郎正信 寛永19・11・16(慶安3・10・17)

長崎奉行の名が出てきたところで、流人考とは関係なく、また長くなるが、ネットを借りて、この馬場氏の紹介をしよう。(一部修正・削除)当時の時代背景がよく分かり、なかなか波乱にとんだ、業務を遂行していることが分かる。

12代長崎奉行 馬場三郎左衛門利重

(1) 寛永13年(1636)5月19日、長崎に赴き、第四時鎖国令の沙汰を伝える。

(2) 同14年(1637)12月5日、島原一揆が起こり、江戸から急行し、12月5日長崎に着き、7日島原に向かい、上使・板倉重昌に属し、細川忠利の軍艦として諸勢を下知する。

のち平定後、直に、長崎に在勤する。

(3) 同15年(1638)11月10日長崎奉行となる。

※「近代年譜」では、馬場の長崎奉行就任は寛永19年11月10日となっている。また、寛永15年11月10日に就任したのは、大河内善兵衛政勝としている。

この年、長崎奉行の勤務制度が改正される(従来のもので、6月に来崎、10月に帰府の制度を改め、毎年二人

の奉行が交代で在勤する事に也、与力5人、同心10人をつけられる事になる。

(4) 同15年野母村日野山(権現山)に遠見番所を置き、外国船の入港を監視させ、長崎村斧山に烽火台を設け、番所を置いて2名づつで監視に当たる。

(5) 同16年(1639)7月5日、幕府の第5次鎖国令により、ポルトガル人の渡来入国を禁止する。

長崎在住の英・蘭人や子女に帰国を命じ、ジャガタラお春たちもジャガタラ(インドネシアの首都ジャカルタの古称)へ追放される。

(6) 同年8月17日、ポルトガル船が通商のため来航したが、キリシタン禁圧を理由に拒絶する。

同17年5月、ポルトガル船が再び、長崎に来航、貿易再開を求めたが、奉行は使節以下61名を西坂の刑場で斬罪に処し、13名は放還帰国させる。

(7) 同18年(1641)6月、平戸蘭商館の出島への移転を命じ、蘭貿易は長崎一港に限定された。

(8) 同年、唐船の口銭分配の法を定めた(一船宿主口銭を銀三貫目に限り、その余は長崎の町内に配分した)。

(9) 同18年2月8日、沖の両番所を設ける。

(幕府は外国船の来航に備え、西泊と戸町の両番所に常時1000人の兵士を駐屯させた)。

(10) 同19年(1642)、市中に散在の遊女屋をまとめ

て、丸山町・寄合町を開き、遊郭とした。

(11) 正保元年(1644)、在留唐人の禁教を監視の為、キリシタン目付(唐人)を置く。

(12) 同年、南蛮船の来航緊急情報の連絡機関として、近国各藩は蔵屋敷を長崎に設け、「聞役」をおいた。

(13) 同年冬諏訪神社(現在、松森神社の地)境内は手狭の為玉園山(現在地)に運営(4年後)。

(14) 慶安3年(1650)1月、蘭甲比丹は、本国使節フレイシユスと共に参府する。

(15) 同4年(1651)2月に、油屋町く本石灰町にまたがる玉帯橋を架ける(これは眼鏡橋、大手橋に次ぐ古い石橋)。

以上「古唐津絵唐津長崎歴史奉行」<http://www.kiyou.net/rekisi-bugyo-2.htm>

「近代年譜」では、慶安3年(1650)12月、長崎奉行転役としている。

また、書信に「海鼠腸一桶進上」とあるが、当時は、世話になった御礼に、物が贈られていたことがわかる。海鼠腸はこの腸で、ナマコの内臓の塩辛である。天草では、ナマコの刺身は食べられているが、内臓の塩辛は見たことが

ない。でもこの腸は、日本三大珍味の一つで、ネットによると、80g、2600円位で売られている。

さて、幕領（天領）となったばかりの天草に、早くも流人が送られて来たというのは、うがった見方をすれば。

流謫地に困っていた幕府が、その流謫地を確保する上で、一施策であったかもしれない。

と考えられなくもない。

その後、天草へは元禄五年（1692）に、高野山僧が132人と一時に多くの人が流されている。

132人は天草への流人数であり、全体では600人余に及ぶ。

600余人という数は、どう見積もっても、一流刑地で受入れられる数をはるかに超えており、天草が天領として、住民に有無を言わず、流謫地として効果を最大に發揮したことになるだろう。

ちなみに、高野山僧の他の流謫地は、肥前・五島、大隅・薩摩、隠岐、杵岐である。

天草以外は私領だが、流謫地としての島が、天草以外になかったことで、あえて私領を指定したという事だろう。

勿論、大國薩摩藩とはいえ、それを「お断りします」と

言えなかった、幕府の権威・威力があつたればこそである。

時は流れ、もう少し経過した元禄15年（1702）55人、元禄16年（1703）には45人が流されている。

勿論、これは史料に残されている結果であり、それ以外にも有るのかなのか、正確なことは分からない。

そこで、資料を探ると。

もう少し詳細に記しているのが、『流人と非人』森永種夫著 岩波新書 である。それによると、寛文4年（1664）から正徳6年（1717）迄に、天草島の流人について享保5年（1720）の報告書（長崎奉行所判決記録）が残されている。

当時の天草島の流人の合計は139人であつた。内訳は。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 赦免 | 62人 |
| ② 死亡 | 54人 |
| ③ 島抜け | 1人 |
| ④ 流人として在島 | 22人 |

死亡のうち、病死したものは43人であり、流人が過酷な環境にあつたことが想像できる。

その流人の出身地を見ると。

江戸	108人
長崎	8人
天草	7人
美作	7人
日向	3人
豊後	3人
讃岐	2人
豊前	1人

である。

現在の時的にみて不思議なのは、天草人が同じ天草に流されてきていることだが、説明によると、天草の7人はすべて富岡町の出身であり、富岡から同じ天草でも富岡遠地に流されたものである。

先述したように、これまでも天草への配流があったとはいえ、それほど多くなかったようだが、一般庶民の流罪が定着したのが、八代將軍吉宗の寛保二年（1742）に制定された「御定書百箇条」によって、明文化されたためである。

この「御定書百箇条」は、徳川が三河の一大名であったころの先例を基礎にしている。

この御定書には、流刑に関しても細部に亘って具体的に

規定している。

流謫地については「江戸ヨリ流罪者ハ、大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、御蔵島、利島、右七島ニ遣ス、京、大坂、西国、中国ヨリ流罪ノ分ハ、薩摩、五島ノ島々、隠岐国、老岐国、天草郡へ遣ス、」と規定している。

ただし、この御定書の適応を受けるのは、幕府直轄地の住民であり、諸藩の民は勿論この適用外であった。

西国諸島の流人は、公儀掛即ち京都奉行、大坂町奉行、長崎奉行によって吟味、老中の裁決を以て決定した。

〈『西南諸島流人の歴史』大隈三好著〉

この「御定書百箇条」に規定されている、流罪に処せられるのは、どのような犯罪を犯した場合かというところの

その一部は。

○江戸十里四方のうち並びに御留場の内で隠し鉄砲を所持していた者。

○廻船が暴風雨に遭った時、船が難破したと偽り、積み荷を横領しようとした船頭になれ合い、その配分を受けた者。

○幼女に不義をしかけ怪我をさせた者。

○寺持ちの僧で女犯の振る舞いがあった者。

○博打うちの筒取り、並びにその宿をした者。

- 武士屋敷で博奕をした者。
- インチキ博奕をした者。
- 金子合力のためと称して博奕を催し、合力金のうち内緒で自分の配分を取った者。
- 非分もない実子なり養子なりを、短慮のためふと殺した親。
- 弟妹姪甥を短慮のためふと殺した者。
- 人殺しの手引きをした者。ただし、人を殺した本人が駆け落ちして見つからぬ場合は下手人となる。
- 指図を受けて人を殺した者。
- 相手から不法のことを仕掛けられ、やむなく刃傷して人を殺した者。
- 渡船を沈め、溺死者があつた場合の水主。
- 車を引き掛け人に怪我をさせた者。
- 口論の上人を傷つけ、渡世もできないほどのカタワにした者。
- 親が殺され、死骸は確認したが、物入りを嫌い、村役人などと相談の上、訴え出ないで隠していた者。
- 弓鉄砲で、誤って人を殺した者。
- 幼年であえなく人を殺した者。（15歳まで親類預けの身となり、15歳になったら遠島）
- 幼年で放火した者。（右同）

○ 辻番所で博奕をした者。等。

これを見て思うのは、博奕をした者は全てというより、いちいち条件を付けていること。また、人を殺した者も一様ではない。勿論殺人は基本的に死罪であるが、誤って人を殺したような、情状酌量を認めていること。

このように、遠島処分は、死罪に次ぐ重罪であるため、それなりの罪を規定しているが、意外と軽い罪で流罪になった者も多い。例えば、定舜上人。これらに比べ、上人の罪とされたものは軽い。

流人が島で罪を犯した場合は、最悪死罪となる。

例えば、死罪相当の悪事をした者は当然死罪であるが、島抜けも死罪とされている。

また、不思議なことに、金銭を盗んだ場合の刑罰は、死罪か重敲きの上入れ墨と、遠島はない。

それにしても10両以上盗めば死罪といわれており、今日では考えられない罪科である。ただ、一般的説であり、特に五代將軍綱吉の、いわゆる「生類憐れみの令」発布以降、かなり罪科が緩和されたと思えるが、残念ながら筆者はそこまで史料を持ち合わせていない。

この規定により、他島と違い、本土にごく近い天草島が流謫地となったのは、もちろん幕府直轄領（天領）であったためである。その他の島は私領であった。藩が幕領の流人を受け入れるのは、はなはだ迷惑であったが、如何に大藩薩摩藩と言えども、NOとはいえなかった。

ただし、天草が流謫地として適当であったかと言えば、他地と違い本土に近いため、島抜けも他島よりかなり多く発生したと思われる。

この流謫地については、順繰りに決定されていたという。したがって、定舜上人が、天草に決定したのは、たまたまであったといえよう。もし、上人が薩南諸島に流されていたら、上人の流謫地の生活も変わっていただろうし、旅もできなかったかも知れない。それは、幕領は支配が私領と比べ、比較的緩やかであったこと。また本土に渡るのは交通の便も良かったからである。そういう理由で、上人にとっては、天草になったのは、幸いなるかなと信じたい。

村人にとっての流人受入れ

流人に関する書は多いが、その内容は流人そのものが主人公であり、有無を言わさず受け入れさせられた村方の記

述はほとんどない。

そのため、推察する他はないが、村や村人にとって、流人受入れは、迷惑この上もない事であったことは、容易に想像できる。

流人と言っても、定舜上人のように、幕法によれば悪人でも、世間的には高潔な人もいたわけで、そのような流人を引き受けた村は、村や村人にとって幸いなことであろうが、このような例は極端で、宝くじに当たったようなものであったろう。

流人が送られてくると、まず各組に割り当てられる。その後、組は各村へ割り当てたという。その割り当てに対しては、各村へ片寄らず平均するよう、くじ引きによって割り当てられたという。実際、巻末に添付した各村の流人受入れを見てみると、ほぼ平均していることが分かる。

江戸時代は、厳格に村高という指標があり、村の生産力がよく分かるが、その生産力が流人受入れに考慮されたよう、で、されなかったよう、よく分らない。

ただ、各村は、特に少村は、互いに助け合っていたよう、な面もうかがえる。（本書・野口瀬兵衛撲殺事件参照）

さて、流人を受け入れると、村はどう対処したのである

うか。

流人は、基本的に、その流罪地で自活するのが第一の条件であったという。

しかし、そのように、世間でまっとうに生きてきた流人はまれで、ほとんどは、その世間にうまく対応しきれなかった人であろう。

そのため、その村で自活するには、当時としては、手内職（技術）を身に付けていたなら、当然、村にとつても重宝な存在であり、ある意味歓迎されたかもしれない。また、計算や文字が書ける流人も重宝がられた。

しかし、そういう人は極々少数で、大半は、村にとつて厄介な存在であった。

まず、流人は犯罪者とはいえ、れっきとした幕府からの預かり人であるという事。現在と違い、幕府の権威はけた違いに強く、少しでも幕法に背くと、罰せられた。背いたというより、落度があつただけだ。

したがって、法的には犯罪者であっても、幕府からの大切な預かり人といえる。

その大切な預かり人が、問題を犯したら、村の責を追及される。

そのため、村は細心の注意を払って、流人がある意味、

大切なお客様として扱ったことは間違いない。

つまり、現在のというと、村は刑務官の立場であり、刑務所に収監されている受刑者の扱いと似ている。

官の役人でも、如何に極悪の犯罪を犯した受刑者に、私的感情等で対応してはならない。

つまり、流人は、お上から預かったお客さまといえようか。

そのお客様が、一般的に一筋縄ではいかない、人物だから厄介だ。想像するに、貧しいながらも、村人相互に助け合い、村落共同体を維持してきた村に、突然オオカミのような人が現れ、そのオオカミを村が守っていかねばならぬ立場になった。

村にとつては、大事である。

その村にとつて大事なのは。

- ① 流人の監視を怠ってはならないこと。
- ② 流人が自活できるまで援助を行う事。
- ③ もし、自活できなかつたら、援助を継続すること。
- ④ もし、島抜け等の行為に及びたる時は、村の責に於いて、探索を行う事。
- ⑤ その探索の結果、確保に至らなかつた場合、それ相当の罰を受けること。

明治まで続いた流刑

明治新政府は、旧幕時代の流罪人は、大逆犯を除いて、全部恩赦した。したがって、天草からも流人の姿は消えたが、元流人たちは、上人のように、天草に残った者や故郷へ帰った者など様々であったろう。『西海流人衆史』鶴田文史著 には、明治恩赦の在留及び帰国者の氏名が記されている。

それによると、恩赦を受けた総数は32名。このうち帰国者は11名、在留者は21名となっている。在留者が意外と多いことが分かる。

本来なら、恩赦を受けると、喜び勇んで帰国すると思うが、在留者が多いという事は、一つに国に帰っても居場所がない等もあるうが、天草という地が、流人にとって住みやすい土地であったともいえるようか。

しかし、この流罪という刑罰は明治維新によって無くなったわけではない。どころか、流謫地は、北海道に限られ、しかも、北海道開拓に強制的に使用された。筆者が数年前、北海道旅行をしたとき、バスガイドさんが、北海道の主要道路は囚人が作ったとの説明を受けた。この道路を集治監道路と呼ぶのだそうだ。もともと、この囚人たちは、流罪というより、刑務所に収容されていたので、ある程度自由

があった江戸期の流人より、過酷な状態に置かれていた。

私見だが、明治維新というと、徳川政権の悪を一蹴して、日本が近代国家になった様な錯覚に陥りやすいが、実はそうではない。

明治維新なるものを実行したのは、ヨーロッパで見られる革命ではなく、ある意味単なる政権移譲であったといえる。

したがって、旧幕の施策を一変するのではなく、徳川を朝廷に代えるというものであった。

その一例が、キリシタン禁令の継続である。また多くは、革命的に、徳川政権を一新することなく、継続をしたこと。それは、流人制度を継続したことも挙げられる。

「浦上四番崩れ」と言われる、潜伏キリシタン発覚によって、キリシタンたちは北海道ではなかったが、流罪になり、過酷な拷問が行われた。

明治御一新といっても、刑法犯にとつては、逆に過酷な運命が待ち受けていたのである。流刑が全く廃止されたのは、なんと明治四十一年というから驚く。

今日の我々は、徳川幕府による民衆に対する強権政治を、明治維新により緩和されたかの錯覚があるかもしれないが、歴史的事実はどうであったのか。検証する必要があるのはなかるうかと思う。